

学校法人練馬みどり学園 田柄幼稚園 自己評価・学校関係者評価委員会
内規

- 1 学校法人練馬みどり学園 田柄幼稚園（以下「本園」という。）は、自己評価・学校関係者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を本園に設置する。
- 2 評価委員会の構成委員は、本園が委嘱した外部有識者（最小構成人数3名）と本園保護者の会（おひさまの会）会長1名ならびに本園の理事長、園長、事務長のうち2名以上とし、全員の出席を以て評価委員会成立とする（最小構成人数6名。含委任状）。事務局として園長が指名した本園職員を2名置く。
- 3 評価委員会の構成員への謝金は発生しないものとする。
- 4 評価委員会委員は、本園の運営と教育に適切な提言や助言等行う。
- 5 評価委員会において委員同士真摯な意見交換を行い、本園の運営と教育の質の向上に反映させる。
- 6 評価委員会は理事長が招集し、原則として年1回対面式で開催する。場合により電磁的手法（オンライン会議）を用いることがある。
- 7 事務局は評価委員会運営に携わり、議事録を作成し、園長が指示する場所に適切に保管する。

令和3年（2021年）4月1日 施行